（水産庁増殖推進部付）農林水産技官　熊谷　徹
内閣府技官（総合海洋政策推進事務局参事官（水産・環境保全担当））に併任する
（国土交通省大臣官房付）国土交通技官　中平　善伸
内閣府技官（総合海洋政策推進事務局参事官（離島（保全・管理）・沿岸域管理担当））に併任する
（環境省水・大気環境局水環境課長）環境技官　渡邊　康正
内閣府技官（総合海洋政策推進事務局参事官）に併任する
（外務省大臣官房付）外務事務官　堀内　俊彦
内閣府事務官（総合海洋政策推進事務局参事官（安全保障・国際担当））に併任する
（文部科学省大臣官房付）文部科学事務官　堀田　継匡
内閣府事務官（総合海洋政策推進事務局参事官（研究開発・人材育成担当））に併任する
（国土交通省大臣官房付）国土交通事務官　藤原威一郎
内閣府事務官（総合海洋政策推進事務局参事官（総括担当））に併任する
（海上保安庁海洋情報部付）海上保安官　木下　秀樹
内閣府事務官（総合海洋政策推進事務局参事官（大陸棚・海洋調査担当））に併任する
（国土交通省大臣官房付）国土交通事務官　佐藤　弘之
内閣府事務官（総合海洋政策推進事務局参事官（離島（地域社会維持））に併任する
（参事官（子どもの貧困対策担当）（政策統括官（共生社会政策担当）付））内閣府事務官　相川　哲也
参事官（総合調整第2担当）（政策統括官（共生社会政策担当）付）の併任は終了した
参事官（総合調整担当）（政策統括官（共生社会政策担当）付）に併任する
（国土交通省大臣官房付）国土交通事務官　村田　有
内閣府事務官（参事官（総括担当）（政策統括官（経済社会システム担当）付））の併任を解除する
（国土交通省海事局付）国土交通技官　西田　浩之
内閣府技官（参事官（重要課題達成担当）（政策統括官（科学技術・イノベーション担当）付））の併任を解除する
（参事官（青少年環境整備担当）（政策統括官（共生社会政策担当）付））内閣府事務官　堀　誠司
参事官（総合調整第1担当）（政策統括官（共生社会政策担当）付）の併任は終了した
（文部科学省大臣官房付）文部科学事務官　三谷　卓也
内閣府事務官（子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当））の併任を解除する
（参事官（評価担当）（政策統括官（科学技術・イノベーション担当）付））内閣府技官　福嶋　正人
参事官（革新的研究開発推進プログラム担当）（政策統括官（科学技術・イノベーション担当）付）の併任を解除する
農林水産省に出向させる
（参事官（地方・訓練担当）（政策統括官（防災担当）付））内閣府事務官　安邊　英明
国土交通省に出向させる
内閣府事務官（参事官（政策統括官（防災担当）付））に併任する
（再就職等監視委員会事務局参事官）同　古田　義行
人事院に出向させる
（経済社会総合研究所情報研究交流部長）同　石井　照夫
独立行政法人国立公文書館に出向させる
（日本学術会議事務局参事官（審議第一担当））同　井上　示恩
文部科学省に出向させる（以上四月一日）
（文部科学省科学技術・学術政策局付）文部科学事務官　橋爪　淳
内閣府事務官（参事官（イノベーション創出環境担当）（政策統括官（科学技術・イノベーション担当）付））に併任する（五月十日）

## 外　務　省

（在ベルギー日本国大使館公使）
外務事務官　山田洋一郎
在シアトル日本国総領事館総領事に転任させる（四月二十四日）
（中東アフリカ局アフリカ部アフリカ第一課長）外務事務官　桑原　敦
在フィリピン日本国大使館参事官に転任させる
（在ブラジル日本国大使館公使）同　星野　芳隆
在リオデジャネイロ日本国総領事館総領事に転任させる（以上五月一日）
（在イスラエル日本国大使館公使）外務事務官　山本　敏生
在ロシア日本国大使館参事官に配置換するロシア国駐箚特命全権大使を補佐しロシア国に在勤する期間公使の名称を与える（五月五日）
（在シカゴ日本国総領事館領事）外務事務官　柳井　啓子
在ブリスベン日本国総領事館総領事に昇任させる（五月十日）

# 皇室事項

**行幸啓**

天皇皇后両陛下は、五月十七日から同月十九日まで栃木県へ行幸啓の御予定であったところ、お取りやめになった。

天皇皇后両陛下は、五月十三日午前九時五十六分御出門、創立五十周年記念　日本いけばな芸術展を御覧のため、高島屋日本橋店（中央区）へ行幸啓、同十時三十五分還幸啓になった。

**御祝電**

天皇陛下は、フランス国大統領エマニュエル・マクロン閣下の大統領就任につき、五月十四日御祝電を発せられた。

# 官庁報告

## 労　働

**労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について**

今般、千葉労働局の関係事業主を代表する者山口寛の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第5条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第2条第2項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名したいので、資格ある事業主団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成29年5月17日
厚生労働大臣　塩崎　恭久

記

1　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している事業主団体であって、千葉労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。
2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書2部を添付して提出すること。
3　推薦締切日　平成29年5月31日
4　推薦書及び添付書類の提出場所　千葉労働局職業安定部職業安定課

様式

平成　年　月　日
厚生労働大臣　殿
団体名及びその代表者名　印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

| 氏名 | 年齢 | 所属団体名及び当該所属団体における地位 | 略歴 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | |
| | | | | |

（注）1　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（2以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。
2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

今般、兵庫労働局の関係事業主を代表する者渡辺昌弘の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第5条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第2条第2項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名したいので、資格ある事業主団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成29年5月17日
厚生労働大臣　塩崎　恭久